

平成 25 年 6 月 11 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市路上喫煙対策委員会
委員長 鬼追 明夫

路上喫煙禁止地区にかかる考え方について（答申）

平成 24 年 12 月 21 日付け大環境事第 4 6 4 号で諮問のありました件について、別添のとおり答申します。

路上喫煙禁止地区にかかる考え方について（答申）

平成 25 年 6 月

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）は、平成 24 年 12 月 21 日、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について諮問を受け、「路上喫煙禁止地区」（以下「禁止地区」という。）の拡大をはじめ、路上喫煙対策を一層推進させていくための考え方について、審議を行ってきた。

大阪市における路上喫煙対策の取り組みは、平成 19 年 4 月 1 日に『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を禁止地区に指定、同年 10 月からは罰則（過料 1000 円）が適用され、現在に至っている。

また、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」が実施され、市内全域で 70 団体（平成 25 年 5 月 1 日現在）が各地域で路上喫煙防止活動に取り組まれている。

今回の諮問について委員会は、「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）からの報告や区からの意見等も聴取しながら審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、委員会は次のとおり答申し、大阪市において喫煙マナーの向上が図られ、市民が安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境が確保されるよう期待する。

1 新たな禁止地区の指定について

今回の審議においては、大阪市では大阪にふさわしい大都市制度の推進に取り組まれていることから、区の意見を聞きながら路上喫煙対策推進のため審議を行ってきた。

そうしたことから、活動団体と、禁止地区指定を希望する区のうち、2つの区からも、それぞれ報告、意見を受けてきた。

活動団体からは、積極的な活動の内容とともに、活動地域を禁止地区とすることも可とする報告がされ、また、区からは路上喫煙対策等の推進策として禁止地区指定の必要性が具体内容をもって示された。なお、大阪市が行った全 24 区への禁止地区指定の意向調査においては、24 区中 14 区が禁止地区の指定を「希望」又は「検討」する

こととして回答され、今回、「希望しない」と回答された区についても意向調査時点（平成 25 年 4 月）における回答であることが委員会事務局から報告されている。

委員会における審議においても、「禁止地区において喫煙率や過料徴収件数が減少するなど禁止地区の指定は効果がある」「他都市においても禁止地区を増設するなど取り組みの強化が図られている」ことから、次のとおり禁止地区指定にかかる考え方を示す。

(1) 禁止地区の指定について

条例では「市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認められる区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。」（第 5 条第 1 項）と定められている。

路上喫煙の問題は基本的にマナーやモラルの問題であり、過料徴収など罰則を伴う規制は喫煙する自由を一定制限することとなる。このため、新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。

(2) 禁止地区の区域（範囲）について

禁止地区の選定については、「1(1)」の考え方によりながら、禁止地区の識別が容易となるよう努める必要がある。公道と隣接する私有地たる公開スペースとの境界が不明瞭なエリアもあろうが、禁止地区に指定すること自体にも啓発効果が期待できるため、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

2 留意点等について

(1) 「喫煙所（喫煙設備）」について

路上喫煙の問題は、新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR 効果を持つ「喫煙所（喫煙設備）」を設けられたい。

(2) 啓発活動、条例違反者に対する過料徴収事務等について

禁止地区においては、禁止地区を明示する標示物の掲出や条例違反者に対する過料徴収、あるいは喫煙マナー向上を訴える啓発活動など、実効性をあげるためにも、積極的かつ継続的な取り組みが必要となる。

現在の禁止地区においては路上喫煙防止指導員が巡回し、啓発活動や条例違反者に対する過料徴収を行っており、新たな禁止地区においても、同様の対応が必要と考える。

その実施、運用にあたっては、厳しい大阪市の財政状況や費用対効果も勘案しながら、他の活動等とも連携し、経費の削減とより高い啓発効果が得られるよう努められたい。

(3) 禁止地区と「たばこ市民マナー向上エリア」について

新たな禁止地区の指定にあたっては、既存の「たばこ市民マナー向上エリア」と重複することも考えられる。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、行政による普及啓発や条例などによるルールづくり、規制とともに、市民や事業者の広い幅を持った自主的な活動が不可欠であるという視点から制度が設けられ、今回、報告があったように活動が進められているところである。

こうしたことから、禁止地区の指定に伴い「たばこ市民マナー向上エリア」の活動区域と重複することとなっても、活動団体の自主的な活動を制限するのではなく、相乗効果を期待し、活動団体とよく連携し取り組むべきであると考えます。